

委員会の審査状況

〈常任委員会〉

総務、産業経済、企画観光建設、文教警察及び環境厚生各常任委員会は、6月30日及び7月3日の2日間にわたり、それぞれの委員会室において、議案等を審査した。

総務委員会

（委員長報告平成29年7月7日本会議）

総務委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

〔議案〕

当委員会に付託されました議案第48号など議案4件及び専決処分報告2件については、いずれも全会一致で原案のとおり可決又は報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第49号「鹿児島県個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件」に関し、個人情報の定義に個人識別符号が含まれることを明確化するとともに、要配慮個人情報の取扱いに関する規定を整備するという条例改正の目的、効果について質疑があり、「分かりやすさという点で個人情報の本人である県民にとってメリットとなる。個人情報取扱事務登録簿に要配慮個人情報を保有している旨の記載をすることで、個人情報の取扱いに一層の透明性の向上が図られる」との答弁がありました。

議案第50号「鹿児島県税条例等の一部を改正する条例制定の件」に関し、家庭的保育事業等の用に供する家屋の取得に係る不動産取得税の課税標準の控除割合を3分の2とする「わがまち特例」の導入に関して質疑があり、「子育て支援に取り組む必要性を勘案して保育の受け皿整備の促進のための税制上の措置として規定を整備するものである」との答弁がありました。

また、平成29年度中に稼働開始を予定している自動車保有関係手続のワンストップサービスの効果に関し

て質疑があり、「自動車を保有するための検査・登録申請、保管場所証明の手続、自動車税、自動車取得税及び自動車重量税の納付をオンラインで一括して行うことができるようになり、申請者の負担軽減が図られることになる」との答弁がありました。

〔請願・陳情〕

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情2件につきましては、不採択とすべきものと決定しました。また、継続審査分の陳情2件につきましては、いずれも継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第1040号「川内原子力発電所に関する『社会的合意形成のプロジェクトマネジメント』の実施」について、「社会的合意形成の手法を模索し、県民の理解を得る場を設けるべき」として採択を求める意見と、「現在、県において、『原子力安全・避難計画等防災専門委員会』が設置され、川内原発の安全性などについて議論が積み重ねられていることから、原子力問題について話し合う場を新たに設置する必要はない」として不採択を求める意見があり、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、首都圏での大地震を想定して県の財政シミュレーションをおこない、結果の公表を求める陳情第1041号に関して、委員からは、「県の財政シミュレーションを正確に行うことは、非常に困難で、かつ、その必要性があると考えにくい」として不採択を求める意見があり、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

〔県政一般〕

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

『第75回国民体育大会』及び『第20回全国障害者スポーツ大会』に向けた取組状況について、両大会の概要、これまでの取組及び今後のスケジュール、施設整備の状況、競技運営等に係る取組及び開催気運の醸成に向けた取組について説明を受けた後、論議が交わされました。

委員から、両大会の参加者数について質問があり、「昨年、岩手県における選手、監督、観客の延べ数で、国体が68万3千人、全国障害者スポーツ大会が

8万8千人の計71万1千人である」との答弁がありました。また、障害者スポーツに県民も一緒に参加できるような取組について質問があり、「障害者スポーツについて、県民により広く知っていただくため、国体の競技会場におけるふれあい広場に、体験コーナーの設置などを検討してまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「オストメイトの表示を含めたバリアフリー化への取組もしっかりアピールしていただきたい」との要望がありました。

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

県民生活局関係では、結婚を希望する男女の出会いや結婚に向けて、会員登録システムを活用してマッチングを実施するため、5月に開所した「かごしま出会いサポートセンター」の登録者数について質問があり、「現在、男性46名、女性52名の計98名が登録しているが、年度中に350名程度の登録者数となるよう今後努めてまいりたい」との答弁がありました。

また、7月に開催を予定している「かごしま自転車条例」のPRキャンペーンに関して、委員から、「条例の内容を多くの人に効果的にアピールできるよう、工夫を凝らしたイベントとなるよう取り組んでいただきたい」との要望がありました。

最後に、意見書の発議について申し上げます。

委員から、「地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保や、高齢化が進行する中での医療、介護などの社会保障への対応など、果たすべき役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行など様々な政策課題に直面している。増大する地方の行政需要に対応した予算措置で地方財政の確立を目指すことが必要であることから、地方一般財源総額の確保に向けて、『地方財政の充実・強化を求める意見書』を委員会として提出してはどうか」との提案があり、全会一致で、意見書を発議することを決定いたしました。

産業経済委員会

(委員長報告平成29年7月7日本会議)

産業経済委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案第52号については、

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第52号「国が施行する特定漁港漁場整備事業に要する費用の一部負担に同意することについて議決を求める件」に関して、同事業の費用対効果についての質疑があり、「国の事業計画に際しての事前評価によると、マウンド礁の整備により、海域の基礎生産力が向上し、良好なえさの環境ができることで、マウンド礁周辺に多くの魚が集まる効果が期待されること、また、マウンド礁周辺で保護措置が講じられることにより、魚類の保護・育成等が図られること。さらに、保護水域の周辺においては、漁船等が効率的に漁獲できることなどを試算しており、全体的な費用対効果を1.8倍としている」との答弁がありました。

委員からは、「マウンド礁の造成にあたって、使用する碎石については、本県産のものを利用をお願いしたい」との要望がありました。

【請願・陳情】

次に請願・陳情につきましては、継続審査分の陳情3件について、2件を継続審査すべきものと決定しました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第2007号「口永良部島・本村港の海砂流入・堆積とその防止施設建設に関する件」に関して、委員から、「屋久島町議会は同様の陳情を採択しているが、屋久島町はどのような立場をとっているのか」との質疑があり、「町は自らが運営するフェリー太陽の運航事業者として、コンクリート擁壁への改築はフェリー運航上、支障があると考えており、町から改築してほしいという要望はいただいていない」との答弁がありました。

委員からは、「引き続き推移を見守る必要がある」として継続審査との意見があり、全会一致で継続審査とすべきものと決定いたしました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。農政部関係は、「農畜産物のGAP認証取得に向けた取組」について論議が交わされました。

委員から、K-GAPの現状と今後の方向性についての質問があり、「K-GAPは、農林水産省のガイドラインに準拠しており、J-GAPやグローバルギャップとともに、東京オリンピック・パラリンピックの農産物調達基準を充たしていることから、県とし

ては引き続き、K-GAPの認証取得を推進することとしている。2021年以降は、国はガイドラインを国際水準レベルに引き上げるとしていることから、県としては、国や消費者、流通業者等の動きを十分注視するとともに、生産者の声なども踏まえながら、K-GAPの取扱いを検討してまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、JGAP、グローバルギャップ認証において、必要に応じて行われるコンサルタント業務について、農家が民間会社等に依頼せず、県が指導・助言することにより、農家の費用負担軽減を図ることができることから、「県はそれぞれのGAPの認証取得に対応できる指導員等の育成に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

商工労働水産部関係では、「外国人の研修制度などを使って働いている人が何人いるか」との質疑があり、「平成28年10月末では、県内で働く外国人が約4,400人、技能実習生が約2,400人いる。産業別では、製造業が約2,000人、農林水産業が約700人、卸売小売業が約370人となっている」との答弁がありました。

委員からは、「明治維新150周年や国体などもあり、本県では人手が不足する事態が生じるのではないか。外国人の雇用は本県の大きな課題であり、どの職種に外国人の方々が就業しているのか把握しながら雇用対策を進めていくことも大事である」との意見がありました。

次に、農政部関係では、本年、宮城県で開催される第11回全国和牛能力共進会に関し、候補牛の選定の状況についての質問があり、「現在、候補牛を種牛の部については、211頭、肉牛の部については、76頭まで絞り込んでおり、7月末までに種牛22頭と肉牛8頭の合計30頭を、県の代表牛として決定することとしている。なお、今回、高校生出品区が初めて設けられたことから、種牛22頭のうち1頭については、県内の農業系高校7校が飼育している種牛の中から決定することとしている」との答弁がありました。

企画観光建設委員会

(委員長報告平成29年7月7日本会議)

企画観光建設委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【請願・陳情】

当委員会に付託されました陳情につきましては、新規分の陳情4件について、1件を継続審査、3件を不採択とすべきものとし、継続審査分の陳情3件を継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

新規分の陳情第3032号「鹿児島臨港道路（鴨池中央港区線）のルート変更等の要請」について、委員から「6月19日の陳情のあったマンション住民への説明会では、景観の侵害や振動、騒音、大気汚染などの影響を心配する意見があったとのことであるが、住民からは臨港道路整備についての理解は得られたのか」との質疑があり、「説明会では、事業計画や設計の概要、環境への影響等を説明したところであるが、まだ、理解は得られていないと考えている。今後も住民が不安に感じていることに対して、丁寧に説明を行いながら理解を得ていかなければならないと思っている」との答弁がありました。

委員からは、「鹿児島港を南北に結ぶ臨港道路については、平成5年に改訂された鹿児島港港湾計画をベースに社会情勢の変化に合うよう計画変更しながら、順次、整備を進めているところである。平成27年に行った鹿児島港臨港道路鴨池中央港区線に係る港湾計画の一部変更も港湾物流の円滑化や臨海部の渋滞緩和のみならず、鹿児島市中心部と南薩地域とのアクセス改善による経済活動の活性化、急患搬送等の救急医療体制の充実などの観点からルートなどを検討してきた結果であり、県勢の発展に大きく寄与するものと思われる。については、県は、本件道路の着実な整備を促進するに際して、鴨池新町周辺の地元住民の方々に対して、今後とも丁寧に説明を行っていただきたい」との意見を付した上で不採択との意見があり、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

土木部の関係で、「防災対策」について論議が交わされました。

委員から、「平成29年度の老人福祉施設、病院、保育所など要配慮者利用施設を保全する土砂災害防止施設の整備はどのようなものか。また、整備期間はどれくらいか」との質問があり、「要配慮者利用施設は、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所に入っているところがあり、土石流危険渓流であれば砂防堰堤で、急傾斜地崩壊危険箇所であれば法面対策工で整備していくことになる。整備期間については、砂防関連の事

業は単年度で終わるものではなく数年かかる」との答弁がありました。

次に、一般調査について申し上げます。

企画部の関係では、「新たな県政ビジョンは、行政課題や挑戦すべき課題を明確にし、中長期的な観点から本県のあるべき姿や今後の県政の進むべき基本的な方向性、戦略を示すものであるとしているが、この戦略とは何か。知事マニフェストに掲げられている各種の事項等も織り込まれるのか」との質問があり、「戦略とは、本県のあるべき姿の実現を図るために基本的方向性を示した上で提示する県が取り組む内容等のことである。また、マニフェストについては、ビジョンに反映させていくことになると考えている」との答弁がありました。

委員からは、「新たな県政ビジョンの策定に当たっては、時代の潮流を捉え、核となる部分をしっかりと固めた上で、様々な方の意見も聞きながら進めていくべきである」との意見がありました。

PR・観光戦略部の関係では、「現在の『本物。鹿児島県』に代わる新たなキャッチコピーの導入については、現キャッチコピーを使用している団体等での在庫が無くなるまでは時期を延ばしたほうが良いのではないかとの意見があるが、どのように考えているか」との質問があり、「現在のキャッチコピーは、これまでに、延べ82団体等において、ポスターやチラシ、看板等で活用いただいているところである。新たなキャッチコピーについては、本年12月には決定したいと考えており、団体等がポスターなどの在庫を抱えないよう、また、新たなキャッチコピーへの転換がスムーズに行われるよう、周知に努めてまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「団体等への新たなキャッチコピーの早めの周知が必要である」との意見がありました。

土木部の関係では、「海の玄関口となるマリポートかごしまのクルーズターミナルの整備に当たっては、鹿児島の特色を出すため、外壁や内装などに『かごしま材』を活用してはいかがか。また、伝統的工芸品等の展示スペースを設けてはいかがか」との質問があり、「ターミナル整備に当たっては、『かごしま材』や『桜島の溶岩プレート』等を活用することとしている。また、交流スペースを設けることとしており、活用方法については、今後、検討することになる」との答弁がありました。

委員からは、「鹿児島の特色ある建材や展示物には多言語で説明を付けるなど、興味・関心を持っていただけるよう工夫をしていただきたい」との意見があり

ました。

文教警察委員会

(委員長報告平成29年7月7日本会議)

文教警察委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議案]

当委員会に付託されました議案1件及び専決処分報告1件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

[請願・陳情]

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情1件について取下げを承認すべきものと決定し、また、継続審査分の請願2件、陳情6件については、いずれも継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

喜界高校に特別支援学校の分教室設置を求める請願第4002号及び陳情第4012号に関して、「喜界高校の校舎を活用した高等部支援教室の設置を検討していることであるが、現在の状況はどうなっているか」との質疑があり、「支援教室について、関係保護者に対し、概要説明や要望等の聞き取り調査を行ったところである」との答弁がありました。

このような論議を踏まえ、「より専門性のある教育機会の提供を求め、分教室を設置すべき」として採択を求める意見と、「保護者の要望等に耳を傾け、分教室設置の前段階として、まずは、高校校舎を活用した高等部支援教室の設置に向けて検討を進めていただきたい」として、継続審査を求める意見があり、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

[県政一般]

続いて、県政一般の特定調査について申し上げます。

教育委員会関係で、「教員配置の実態」について、論議が交わされました。

まず、少子化に伴い、児童生徒数及び学校数が減少している中で、今年度、教員配置数が増加している要因について質問があり、「近年、特別支援教育への保護者の理解が進み、特別支援学級が増加傾向にある」との答弁がありました。

次に、先般、文部科学省が公表した教員勤務実態調査の速報値において、10年前と比べ、教員の勤務時間が増加しているとの結果となるなど、全国的に教員の業務改善が課題となっている中、県教委としての取り組みについて質問があり、「現在、県教委に設置した『学校の業務改善推進委員会』において『業務改善方針』の策定を進めているところである。国において検討されている『学校における働き方改革』に関する総合的な方策等も踏まえながら、市町村教委と連携して取り組んでいきたい」との答弁がありました。

これらの論議を踏まえ、委員から「本県は多くの離島・へき地を有し、複式学級も多く、また、少人数学級の実施など、個々の児童生徒に応じたきめ細かな教育の充実を図るため、県教委においては、計画的な教職員定数の改善を国に求めているところである。また、教員の多忙化が全国的にも話題となっていることから、『学校現場における教職員の業務改善を求める意見書』を国に提出してはどうか」との提案があり、全会一致で、委員会として意見書を発議することを決定いたしました。

最後に一般調査について申し上げます。

警察本部関係では、高齢者が加害者及び被害者となる交通事故が多発していることから、高齢者への交通安全対策の取り組みについて質問があり、「県警察本部OB3名を交通安全指導専門員として委嘱し、運転適性診断車『さわやか号』で、地域の公民館等を巡回し、交通安全教育活動を行っている。平成29年度は5月末で、95回実施、約2千人が参加し、ドライビングシミュレーターを使った体験型の運転適性診断や歩行者教育システムによる安全講習を行っている」との答弁がありました。

委員からは「非常に効果的な取り組みであるので、多くの高齢者が受講できるよう指導専門員を増員するなどの検討も行っていただきたい」との要望がありました。

教育委員会関係では、鹿児島国体へ向けた教員の採用について質問があり、「これまで保健体育科受験者のみであった特別選考を、平成30年度採用試験から『燃ゆる感動かごしまスポーツ特別選考』として、全校種・全教科に広げたが、選考にあたっては、教員としての資質も重視し、1次試験で専門性を、2次試験等でグループ討議や面接を行うなど、総合的に優れた人材の確保に努めてまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「国体での選手や指導者としての活躍はもとより、本県の教員としても、その力量を十分発

揮できる人材を選考するようお願いしたい」との要望がありました。

環境厚生委員会

(委員長報告平成29年7月7日本会議)

環境厚生委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

〔請願・陳情〕

請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情4件について、1件を継続審査、3件を不採択とすべきものと決定いたしました。また、継続審査分の陳情13件につきましては、12件を継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第5034号「県民へ安定ヨウ素剤の事前配布を求める陳情書」に関して、安定ヨウ素剤を服用するタイミングと効果について質疑があり、「安定ヨウ素剤は予防剤であるため服用のタイミングが非常に重要であり、甲状腺への取り込み阻害率は、被曝24時間前の投与で90パーセント、被曝2時間後の投与で80パーセント、被曝8時間後の投与で40パーセントとなっている」との答弁がありました。

委員から「陳情者の願意は理解できる」として採択を求める意見と、「県においては、安定ヨウ素剤の配備や配布の在り方について、さらに実効性のあるものとなるよう、様々な観点から検討し、具体的対応について、改めて専門委員会の意見を伺うとしており、その検討内容等を踏まえて、議論する必要がある」として、継続審査を求める意見があり、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

〔県政一般〕

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

環境林務部関係で、「林業の成長産業化」について論議が交わされました。

委員からは、再造林を進めるための人材の育成・確保状況について質問があり、「林業就業者数は、ここ5年ほどは1,500人から1,700人で推移しており、40歳未満の割合も増加傾向にあるが、造林や下刈りの作業に従事する労働力は減少している。これらは季節性のある短期の作業で人を集めにくい状況にあるため、一部の森林組合等ではシルバー人材センターを活用し、

造林作業の経験者を確保して作業を進めている状況である」との答弁がありました。

委員からは、「再造林を進めるためには若い人材を育てていく必要があるので、そのための方策を、収入増も含め、もっと考えていただきたい」との要望がありました。

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

保健福祉部・県立病院局関係では、「かごしま子ども調査」の結果等について、「今回の調査で、学習意欲はあっても経済的な理由で塾に通えない子どもたちがいることがわかったが、生活困窮者自立支援事業の学習支援事業を実施していない市町はどれくらいあるか、その理由は何か」との質問があり、「11市2町が未実施であり、その理由としては費用負担の問題と、すでに市町村教育委員会等で居場所づくりや学習支援の取組がなされていることが挙げられている。県においては、生活困窮者に対する支援が必要であるという観点から、市町に対して、生活困窮者自立支援事業のスキームを活用した学習支援事業を実施していただくよう声かけをしているところである」との答弁がありました。

委員からは、「低所得世帯の子どもの学習支援については、福祉の面からの支援が必要であるので、教育委員会とも連携しながら、しっかりと取り組んでいただきたい」との要望がありました。

また、「県立病院第二次中期事業計画」について、委員から、「県立病院の存在意義を考える上で、救急医療は重要であると思うが、先般、薩南病院を視察した際に、診療科が限られているため、専門外の受入れ要請があったときなど、救急対応ができないこともあるという話があった。このような状況についてどのように考えているのか」との質問があり、「薩南病院の場合は医師が少ないことから、二次救急輪番制をとりながら、地域内での医療の完結を目指している。救急対応の問題を解消するためには、医師確保が一番の課題と考えている」との答弁がありました。

委員からは、「薩南病院は第二次救急病院となっているため、いつでも受入可能と思われる。受入困難な状況があるのであれば、地域の医療機関との連携体制・システムの充実を図り、地域における救急搬送や受入が円滑に行えるようにしていただきたい」との要望がありました。

環境林務部関係では、エコパークかごしまに係る住民訴訟への対応について質問があり、「一審判決で違法と判断された土地等に係る部分について、県としては、適法に賃貸借契約を締結したものであるが、裁判

官の十分な理解を得られなかったことから、控訴審では、県の考え方を丁寧に説明し、裁判官に理解していただけるよう努めてまいりたい」との答弁がありました。

最後に意見書の発議について申し上げます。委員から「森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書」を国に提出してほしいとの提案がなされ、全会一致で委員会として意見書を発議することを決定いたしました。

〈特別委員会〉

海外経済交流促進等特別委員会

（平成29年7月5日）

（付託案件）

海外経済交流の促進等に関する調査

協議事項

調査テーマについて委員間で協議を行った。

〈議会運営委員会〉

（平成29年6月27日）

協議事項

委員長から「『日EU・EPA交渉に関する意見書案』の取扱いについて、協議していただくために集まっていた」との発言があった。

1 会派提出の意見書案について

自民党提出の「日EU・EPA交渉に関する意見書案」については、提案理由説明は行わないこと、全会派等が賛成であること、発議者は自民党、県民連合、公明党の議会運営委員と、共産党のまつざき議員、無所属の下鶴議員、大園議員及び瀬戸口議員とすること、質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認又は決定された。

2 本日の議事日程等について

議長から「意見書案については、議事日程の最後

とするのが通例であるが、日EU首脳会談に向け、今週末には政府の方針が決定される見込みと伺っているので、ただいま協議していただいた意見書案は、一刻も早く提出する必要があると思っている。従って、本日の本会議の冒頭で議決していただきたいと考えている」との発言があった。

協議の結果、この意見書案については、本日の本会議の冒頭で議決することと、本日の議事日程が了承された。

3 次回委員会開催日時について

7月6日（木）午後1時に開催することが了承された。

（平成29年7月6日）

協議事項

1 討論について

（1）討論区分について

討論区分表のとおり、共産党のまつぎ議員が請願2件及び陳情4件について討論を行うことが確認された。

（2）討論時間について

議会運営委員会申合せ事項が確認された。

2 議案等採決区分について

議案等採決区分表が確認された。

3 請願・陳情採決区分について

請願・陳情採決区分表が確認された。

4 意見書案について

（1）委員会提出の意見書案について

委員会提出の意見書案が3件あり、そのうち、環境厚生委員会提出の「森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書」案については、共産党が反対であり、反対討論を行うこと、質疑はなく、採決方法は起立採決とすることが確認された。

残り2件については、全会派等賛成で、質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認された。

（2）会派提出の意見書案について

自民党提出の「参議院議員選挙制度改革に関する意見書」案については、提案理由説明を行わな

いこと、公明党が棄権すること、共産党が反対すること、発議者は自民党及び県民連合の議会運営委員と無所属の下鶴議員とすること、共産党が反対討論すること、質疑はなく、採決方法は起立採決とすることが確認された。

また、（1）と（2）の意見書に関する討論時間は、議題の量、性格を考慮し、すべての意見書を併せ、概ね10分以内とすることが確認された。

5 閉会中の継続審査事件について

① 議会運営に関する事項について

② 議長の諮問に関する事項について

とすることが決定された。

6 7月7日の議事日程について

議事日程が了承された。

7 平成29年第3回定例会の会期日程案（見込み）について

総務部長から次期定例会の招集日の見込みは9月14日頃との説明があり、同日が開会日となった場合の会期日程案（見込み）が事務局から提示された。

8 その他（本会議における質問について）

柳委員から、「先日の会派代表者会議において、議長から、本会議の質問に当たっては、質問に関係のないことで時間をとるのはいかななものかという話があり、各会派等に注意があった。それは、全くそのとおりだと思うので、良いと思うが、本会議での質問者の質問内容について、もちろん質問をするに当たり、前段での説明、前語りで、時間を割くというのは誰しも必要であると認識している。しかしながら、限られた時間であるので、その1時間をフルに使って質問に立つということが、私達の仕事ではないかと思っている。よって、常識の範囲内で、説明等においても配慮してもらいたいということを、議長にお願いしたい」との発言があった。

議長から、「おっしゃる通りだと思う。その点については、私の方からまた皆さんにお願いしたいと思っている」との発言があった。

山田委員から、「おっしゃる通りだと思うが、ただ、例えば一般質問にしても、1時間の間でやりとりをする。含意が伝わるかどうかは個人差があると思う。どういう表現をして、そこに持ってくるかというのは、それぞれ個々の議員の、ある意味におい

ては自由、それを大幅に逸脱して、あるべき姿でない時には、議長が議事進行において、例えば、『山田議員、そろそろ質問に入るように』とか、言い方を少し変えた角度になると思うが、それでは、なかなか執行部に含意が伝わらない。それを裁量権の中で判断するのが議長の責務。そこを話す前から制約をした形で、議会の運営に携わるのは、馴染まないのではないかと思う。それぞれの会派が、それぞれの思いがあるので、ここは議長の裁量の中で、これは行き過ぎではないかと判断されるのはそれなりに、これは仕方がないと判断されるのはそれなりに、そういう議事整理をしていただければと思っているので、検討していただき、次の議運や、あるいは皆が集まって、議長が説明する機会がある時にでも、御説明いただければと思う」との発言があった。

議長から、「受け取り方は、それぞれの議員にあると思うが、県議会の本会議というのは、やはり県政発展のために、議員が想いを持って質問をしていると思っているので、それについては私の方で配慮しながらやっていきたいと思っている」との発言があった。